

デイサービスセンター
プレミエールひたち野2号館運営規程

社会福祉法人廣山会

規則第18号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 廣山会が設置経営する指定通所介護事業の運営及び利用者について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 二 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家庭のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 三 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 四 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 五 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 六 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスセンタープレミエールひたち野2号館（以下、事業所という）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

茨城県かすみがうら市稻吉二丁目21番7号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、 管理者 1名

管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家庭の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。

三、 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するため必要な処置を行う。

四、 介護職員 5名以上

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者的心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

五、 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

六、 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一、 営業日 毎週月曜日～土曜日（日曜日、1月1日～1月3日までを除く）

二、 営業時間 午前8時00分～午後5時00分

三、 サービス提供時間 午前9時15分～午後4時20分

(通所介護の定員)

第8条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は35名とする。

(通所介護の内容)

第9条 デイサービスの内容は次のとおりとする。

一、 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. その他必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

二、 健康状態の確認

三、 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者的心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 趣味活動

四、 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

五、 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

・入浴形態

ア. 一般浴槽による入浴

イ. 特殊浴槽（リフト）による入浴

・介助の種類（必要に応じて行う）

ア. 衣類着脱

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な介助

六、 食事サービス

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他食事の介助

エ. 調理

七、 相談、助言等に関するこ

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

イ. 福祉用具の利用法の相談、助言

ウ. 住宅改修に関する情報提供

- エ. 家族介護者教室の開催
- オ. その他の必要な相談、助言

(デイサービス介護計画の作成等)

- 第 10 条 デイサービスの提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にデイサービス介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿ったデイサービス介護計画を作成する。
- 二、デイサービス介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 三、利用者に対し、デイサービス介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(デイサービスの利用料)

- 第 11 条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスである場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。

- (1)次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用（実施地域外にて要する距離で計算）

送迎距離片道	3 Km 以上 20 Km 未満 1回につき	920 円
〃	片道 20 Km 以上 1回につき	1,840 円

- (2)利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を越える額

（時間延長サービス） 延長 1 時間につき 1,000 円

- (3)食費 昼食代 650 円
おやつ代 50 円

(4)おむつ代 紙おむつ (M) 150 円 (L) 180 円
紙パンツ (M) 105 円 (L) 115 円
尿取りパット (男女兼用) 20 円

- (5)前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用（実費相当額）

二、前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、

利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

三、利用料の支払は、銀行口座振替（翌月指定日に口座引き落とし）又は、口座振込により、指定期日までに支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

かすみがうら市・石岡市・土浦市・小美玉市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 13 条 サービス利用に当たっては、次のことに留意する。

利用者は事業所を利用するに当たっては、利用上の日課、ルールを守り、デイサービスセンター介護員等の指示に従わなければならない。

（サービスの提供記録の記載）

第 14 条 デイサービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該デイサービスについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第 15 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

二、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処置）

第 16 条 提供したデイサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第 17 条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第 18 条 デイサービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するもの。

二、従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第19条 デイサービスの提供中に利用者的心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第20条 デイサービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

二、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置

二、事業者は指定通所介護又は指定通所型サービスの提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第22条 事業所は、指定通所介護又は指定通所型サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わない。

二、事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すること。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 隨時

二、従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

三、事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要

な記録、帳簿を整備する。

四、この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年12月19日から施行する。

この規程は、平成16年 4月26日から施行する。

この規程は、平成16年12月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 3月28日から施行する。

この規程は、平成17年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規定は 令和 7 年 11 月 1 日から施行する。